

所謂「民族移動」の歴史的意義

井上智勇

一

一體民族移動といふ概念は極めて廣汎な内容を含み得る。例へばゲルマン民族の移動のみならず、スラヴ民族の移動、アラビア民族やモーコ民族の移動、或は近世ヨーロッパ民族の移住擴大も、それぞれ民族移動と言ふことが出来るであらう。併し私がこゝで言ふ「民族移動」は、西洋史上熟語的に用ひられる四世紀―六世紀のゲルマン民族のローマ帝國内への移動を指すのである。抑々同じくゲルマン民族の移動と言つても、ゲルマン民族の原住地と稱せられるスカンデナヴィア半島からヨーロッパ大陸への移動、或は大陸に於いて東方から漸次西方に移住して、遂に紀元前二一四年にキムブリ族及びテウト

ネス族等がローマ帝國に侵入した事實もある。

のみならずゲルマン民族の移動は、四世紀―六世紀の移動にとどまらず、十一世紀のノルマン人の移動活躍をも亦含み得るのである。このやうにゲルマン民族の移動は所謂「民族移動」の前にも後にも多數の移動現象を繼起せしめてゐるのである。それにもかゝはらず、四世紀―六世紀の民族移動が特に問題視されるのは何故であらう。これこそ私の本論に於ける中心問題であり、隨つてその解答は本論全體の構成となるものである。が、私の根本的見解を豫示するならば、私は考へる、この運動は民族移動といふ現象形態に於いては多數の中の一に過ぎないけれども、その現象のもつ歴史的意味に於いては、他とは比較し得ない重要さを有する唯一なる現象である

と。何故さうであらうか。

現代に於ける原初ゲルマン研究の最高峰を占める者がドブシュであることは一般に認められる所であらう。彼が十九世に至るゲルマン研究を支配して來た「ゲルマン民族による古代文化の斷絶」といふ主張、所謂古代文化没落説に對して、古代から中世にかけての諸文化の連續を指證する精緻極りない事實研究を根柢として、新しく古代文化連續説を樹立したことは、二十世紀西洋史學界の最大功績であつた。このドブシュによれば「五世紀にイタリア、ガリア、スペイン及びアフリカに成立したローマ風ゲルマン風の混合國家は、夙にカエサル以前より生起してゐる「大過程の結果に過ぎない」(Grundlagen, Bd. I. S. 103)のである。即ち彼によれば、五世紀に於けるゲルマン諸國家の成立も、それ以前のゲルマン民族の移動も、一つのローマ風ゲルマン風文化社會成立といふ同一過程内の同意義的現象であつて、その間に特に強調さるべき歴史的意義の相違は認められないのである。果して「民族移動」は他の多數の移動と同意義的な

意味しか有しないのであらうか。

ドブシュが主張するやうに、ゲルマン民族のローマ帝國へ侵入したのは決して四世紀に始まらない。紀元前二世紀末に起つたキムブリ及びテウトネスの帝國侵入が、その後帝國の武力によつて擊退され、帝國にとつてさして重要な意味をもたなかつたといふ理由で之を一應無視しても、帝政初期特にマルクス・アウレリウス帝以後は屢々多數のゲルマン人が帝國に移住してゐることは無視し得ない事實である。例へばハドリアス帝(一七七一—三八)の治世には一部のゲルマン人が邊境防備兵(Nunnen)と稱せられるとして帝國に奉仕し、マルクス・アウレリウス帝(一六一—一八〇)の治世には、ゲルマニア遠征によつて得られた多數の捕虜が帝國の農業勞働者として土地に繫縛されてゐる。Iaceti, Inquilini と言はれる土地付小作人がこれである(拙稿コロナトウスの本質と成立、参照)。殊に二世紀の終りにはカッティ、Chatti 族がしきりに上ゲルマンニアやラエティアに侵寇を企てたために、帝國は之に對する防衛としてリーメスに沿ふ城塞を

増加し、ここに、ローマに服屬してゐるゲルマン人を移住せしめ、帝國の國境防備に當らしめてゐる。Tacitusと稱せられるものがこれである。このやうに或は傭兵として、或は農業労働者として、或は家僕としてゲルマン民族を帝國に迎へる政策は爾後の諸帝に於いても屢々見られる所である。例へば二七七年プロブス帝は征服ゲルマン人を帝國に移してをり、三世紀の終りには、マキシミアヌス帝はフランク人をネルヴィエ及びトリエに、ディオクレティアヌス帝はカルペス族をトラキアに移住せしめてゐる。されば、コンスタンティヌス帝の時代にエウメネス Eumenes は「ガリアの町々にはどこを見てもとらはれたゲルマン人の群が住んでゐる。彼等は諸屬州に配分されて、嘗つて荒廢に歸した土地を再び開墾してゐる。例へば私の所有地には一人のカマヴ人^{Camavus}と一人のワリス人とが耕作し、私の爲に汚い仕事もして呉れれば、又家畜や收穫物を市場に賣りに行つても呉れる。而も徵發されれば兵士にもなる」と記してをり (Pm. IV. C. 8)。同様に三世紀の人トゥレベリウス・ポリオ Tr-

ebellius Pollio も「帝國の何處をみても捕へられたゴート人を配置されてゐない所はない」(Claud. C. 9)と記録してゐる。更に四世紀のキレネの司教シモンネシウス Synesius の記述によれば、ローマ帝國の富裕な家にして料理人、家僕、厨頭等に報仕するスキティア人(ゴート人の意、これに就ては Fustel de Coulanges, L'invasion germanique P. 402. note 1. 参照)のをらない家はなしと傳へられてゐる (Synesius, De la royauté, C. 2 2. trad. Druon. P. 225)。

これ等の事實によつて、所謂民族移動以前に多數のゲルマン人が帝國各州、特にガリア地方に移住してゐたことは最早疑ひ得ない事實である。それ故單に「移住」といふ點のみから言へば、所謂民族移動に特殊な意義を見出すべき根據はないのである。併し移住ゲルマン民族とローマ帝國との關係如何を問題視する時、「民族移動」とそれ以前の移住との間には明確に區別さるべきものがあり、又それがヨーロッパ世界史發展の上に劃期的と認むべき點の存することを思ふのである。何故であるか。私

はこれに答へる前に、右に述べた「民族移動」前の移住
 ゲルマン人の帝國に對する性格を強調しておかねばなら
 ない。

共和時代にローマ領内に侵入し之と關聯したゲルマン
 民族に就いては、それが一時的現象に過ぎなかつた、と
 いふ理由でここでは先づ問題の外に置いて差支ないであ
 らう。併し帝政期特にハドリアヌス帝以後に移住し來た
 つたゲルマン人に就いては、私は特に次の點を指摘しま
 と思ふのである。即ち彼等は土地の耕作に従事するに
 しろ、兵役に従事するにしろ、或は家庭に於ける従僕と
 なるにしても、決して一つの集團、一つの法的團體として
 認められるものではない。むしろ常に個人的に帝國と關
 聯するのであつて、彼等は私法的人格であつても公法的
 團體ではない。この點は右に述べ來つた移住ゲルマンの
 生活状態から既に確實に言ひ得ることと信ずる。中世ヨ
 ーロッパ史に對して獨特な見解をもつビレンヌも「民族
 移動」に就いて、それが *nations* をなして侵入した點を
 特に強調してゐるが、このビレンヌの主張を裏返せば、

それ以前のゲルマンの侵入は *nations* としての侵入で
 はないといふのであつて、彼の見解も今私の言つたこと
 と正に一致すると考へる (*Pirenne, Mohammed and Char-*
lemagne)。

又多くの古代史家の主張するやうに、ローマ帝國衰微
 の原因の二が、人口の減少や奴隸の減少に歸因する經濟
 力の衰頹にあるとするならば(拙稿、古代末期論、參照)、
 移住ゲルマン人は帝國崩壞の因子でなく、エウメネスの
 記述にもみられるやうに、荒廢する帝國經濟の再建者と
 も言はねばならない。且つ移住ゲルマン人が何ら公法的
 性格を所有せず、全く私法的人格として帝國に報仕して
 るるといふ事實は、帝國の政治秩序がゲルマンの移住に
 よつて何らの阻害を受けてゐないことを指證するもので
 あつて、政治的統一體としてのローマ的古代世界は、既
 に包含する多くの他の民族の上に新たなゲルマン民族を
 附加したに過ぎないといふべきであらう。

然らば「民族移動」期のゲルマンの移動は如何なる性
 格をもつたであらうか。果して從來のゲルマンの移動と

同じであつたのだろうか。

二

匈奴の西進に促されたゲルマン民族の大移動期に於いては、三二二年所謂ゴート族（ダニューブ河とドニエストル河との間に住んでゐたゴートであつて、Terwingsと稱してゐたが、人々は之を Visigoths と呼んだ。それは元賢いゴート Les Goths sages の意味で西のゴートを意味しなかつた、と言はれる。 Vgl. F. Lot, Les invasions germaniques. P. 50.）がローマ帝國と盟約 foedus を結び、盟邦人 foederati として下モエシヤ Moesia inferior に居住したのを初めとして、爾後の移動諸部族即ちブルグンド、東ゴート（ドニエブル流域のゴート族で Gerungus と稱したが、後に Ostrogoths 即ち熾んなゴート Les goths brillants と言はれた。元は普通に言はれるやうな東のゴートを意味しなかつた。 Lot, op. cit.）、ヴァンダル、ランゴバルド等も續々この關係に於いて帝國領内に定着したのである（Lot, op. cit. Fustel de Coulam

res, Les institutions politiques de l'ancienne France, Tome I.）。

抑々 foederati と言ふのは、古くから、ローマと神の名に於いて誓つた條約によつて結ばれた共同體員（Bundesgenossen）を指すのである。それは決してローマ國家と他の個人との結合關係ではなく、一つの法的共同體との結合關係である。盟邦人は時には戦時に出兵する義務、或は食糧・武器・船舶等を提供するといふ條件を負ふものではあるが、その共同體の政治的獨立性 Autonomie をローマより保證されてゐるものである。即ち事實上はローマに従屬しながら法理上から言へば一個の獨立國家を構成するのである。（Vgl. Th. Mommsen, Röm. staatsrecht, Bd. I, 249, Bd. III, 591ff, 653ff.）。

移動期のゲルマン諸部族が、ローマと右に述べたやうな性格を保有する foederati の關係をもつて帝國内に移住したといふ事實は、注目されねばならない。何故ならばこの事實は、移動期のゲルマン諸部族が、それ以前のゲルマン人の帝國移住がむしろ個人的に行はれ彼等が單

にローマの私法的人格者として生活したのとは異つて、明かに公法的な國家的統一體として帝國内部へ入つたことを、既に明示してゐるからである。

もし舊いゲルマン研究が主張したやうに、ゲルマン民族が本來政治的統一性をもたない遊牧民とするならば、その集團は *Stippe* のやうな血族團體、即ちその全體の聯結性が血縁といふ自然的紐帯にとどまるか、乃至は偶然的な個人の集合以外のものではあり得ない。もしゲルマン民族が本來かくの如き集團に過ぎないとするならば、*foederati* と言ふ法的統一體を構成するに至つたのは一體如何にしてであるか、といふ問題に逢着せざるを得ないであらう。ゲルマンを本來遊牧民の群で政治的統一體を有しない民族であるとする舊説に於いては、ゲルマンの政治的形成はローマの影響によつて發展したと説明し、これによつて遊牧生活と國家形成といふ高度文化的生活態との間の溝渠を埋めんとしたのである。

かかる見解は古くは十八世紀のフランスの法制史家ジャン・バプテ・スト・デュボア *Jean Baptiste Dubos* の *Histo-*

ire critique de l'établissement de la monarchie française dans les Gaules, 1735 にあらはれてゐると言はれる。即ち彼の所論は、移動期のゲルマン民族も依然として蠻人の群集に過ぎず、何ら公的政治的秩序をもたない集團で、その統率者とか王とかいはれる者も、單に蠻人の隊長に過ぎない。かかる群集が公的な政治組織をもつに到つたのは全くローマと接觸以後であつて、ローマの國家組織を學んだ結果である、とするのである。ゲルマン國家性の起源をこのやうに全くローマに求める見解は、ドイツに於いてもその歴史法學派の創立者と言はれる Savigny (*Geschichte des römischen Rechts im Mittelalter*, 1815) Eichhorn (*Deutsche Staats- und Rechtsgeschichte* 1808) 等に於いても主張されたのである。然るにランケ門下の逸材 G. Waitz はその名著 *Deutsche Verfassungsgeschichte* の第一卷に於いて、ランケ流の嚴密な史料批判にもとづき、原初ゲルマン民族が既に部族的國家社會を構成してをつたことを明かにした。彼によれば、ゲルマン民族はローマ帝國に接する以前に既に獨

自の政治秩序をもつてゐたのであつて、言はれるやうな鳥合の衆ではない。後にローマ帝國内につくられるゲルマン國家は、全くこの原初ゲルマン民族の政治的發展に他ならないと主張してゐるのである。原初ゲルマン民族の國家的生活様式が本來ゲルマン民族に存在したといふ、ゲルマン的國家性のゲルマン起源に就いては、ヴァイツの他にも尙、封建制度研究に一新期限を劃したといはれる P. Roth, Geschichte des Benefizialwesens, 或はドイツ法制史の權威 H. Bruner, Deutsche Rechtsgeschichte, 更には現代に於ける原初ゲルマン研究の最高權威と稱せられるドプジツ等があり、今や學界の定説となつてゐると言つて過言ではない。舊説に對して新説が壓越するのは、その論者の數の多きが故ではなくして、より確固たる歴史事實の上に立脚するがためであり、今史料の提示を必要としないのではあるが、私も亦自分の認識の根柢を固める意味に於いて、原初ゲルマン民族の國家性を指證してをきたいと思ふ。

フェリックス・ダイン Felix Dahn はその著 Die Könige

所謂「民族移動」の歴史的意義

der Germanen Bd. I, 110, カエサル及びタキトゥスが原初ゲルマン民族の集團を表現するために用ひた概念を次のやうに表示してゐる。即ち

カエサルに於いては

natio {Rasse
Volkerschaft

gens {Rasse
Volkerschaft

populus Volkerschaft.

civitas politische Einheit der Gemeinde

Pagus 主として Unterabteilung innerhalb

der civitas.

殆ど同様にタキトゥスに於いては

gens {Rasse
Volkerschaft

populus {Volkerschaft
losgeloste Gau einer Volkerschaft.

natio {= gens...Rasse
einzelne Volkerschaft.

第三十一卷 第二號 三七

politische Einheit (Völkerschaft の大部分を含む場合もあり、又小さな Civitas の場合もある)
 Gau の場合もある)
 Völkerschaft
 Stadt

pagus Unterabteilung innerhalb der Civitas
 vicus..... Gruppe von Wohnungen, Höfen, ländlichen Siedlungen

ダーンのこの表示によつて既に明かなやうに、ウエサル及びタキトス時代の原初ゲルマン民族の生活様式には既に政治的統一體の存したことが知られるのであるが、私は更に原初ゲルマン民族に關する最も詳細を語るタキトスのゲルマニア誌により、二三の事實を擧示してダーンの見解を保證してをきたい。

タキトスがゲルマン民族の生活様式に就いて語る時は、右に掲示した所の六ヶの量的概念を使用してゐるのであるが、そのうち gens は時に人種を意味し時に部族を意味してゐる。例へば gens germanorum, は Romani, Galli, Sarmates 等に對立せしめられるのであつて、ゲルマン人が全體として他の人種と異なることを所示さんと

してゐるのである。(Vgl. Germania. 3) 併し乍ら別の所では、例へば第二十九章から第三十八章の間に吾々は Matricorum gens とか Chatorum gens 等の他 Caucorum gens, Tosorum gens, Cimborum gens 等のやうに、明かに個々の部族を意味する概念として gens が使用されてゐるのを見るのである。人種にしる部族にしる、それはゲルマン人全體の總稱であるか或はその一部であるかの相違はあるにしても、かかる意味の gens は何れも血の同一性と相違性を示す概念、つまり集團の自然的差違を示すにとどまり、まだ明確な政治的統一性を指證する概念ではない。次の populus はどうか。例へば第三十章に Caucorum gens と Cauchi populus と同意語に用ひられてゐるやうに、populus は gens と同様に一つの部族を意味することがある。併し又、例へば第二十九章に Batavi は Chattorum quodam populus であると言ふ風に、一つの部族を構成する一族を示すこともある。吾々はこれ等の例證から既に、部族といふものが他の部族から區別された何らかの統一集團を構成してゐるものと

ある、といふ事實だけは推定し得る。けれども、以上の事實からのみでは果してそれが政治的統一性をもつものか否かに就いては未だ確認するわけにはゆかない。同時に人に種を、或は時に部族を意味した *hatio*、といふ概念からもゲルマン民族の國家性を明證し得ないのである。ここに於いて吾々の最も注目しなければならない概念は *divitas* なのである。

タキトスはゲルマニア誌第八章に、「もし人質の中に身分の高い少女を加へるならば、その邦家を最も有効に束縛することが出来る」と記してゐる。ゲルマン人にとつてその部族の少女が捕虜となることは、男子が捕虜となる以上に苦痛事であつた。高貴な女が捕虜となることは國家全體が虜囚の身となると同様であつた。この際高貴な少女は單に一貴族の娘たるにとどまらず、キウイタス全體の生命であり象徴であつた。娘の背後にはその娘の運命を彼等全體の運命と觀念する精神的統一體としてのキウイタスがある。キウイタスは先づ運命的共同體であり精神的統一體である。併しキウイタスは單にかかる精

神的連繫性としての横の統一のみをその性格とするものではない。更に政治的統一體としての縦の秩序をもつのである。何故さう云へるか。

ゲルマニア誌第十章にはゲルマン人が鳥卜、占鵲（果樹の小枝による占）、馬の嘶き、鼻嵐等によつて行ふ占卜に就いて記述してゐる。その馬の卜占に就いて述べる所を「尙この部族特有なものとしては、馬の豫覺、警告を求める方法がある。さきに述べたかの神聖な森や林に未だ人間の用で穢されてゐない純白の馬が公の手によつて養はれてゐる。これを聖車に繋ぎ、このキウイタスの司祭が *rex* 又は統領 *princeps* と共に之に扈從し、その嘶きと鼻嵐とを伺ふ云々」と記述してゐる。ここでは明かにキウイタスがそれ自身の司祭 *sacerdos civitatis* をもつ宗教的統一體であると共に、王又は統領に統治される政治的統一體たることが示されてゐる。又更に次の如き事例に徴して吾々はキウイタスがキウイタス内部の公的秩序の法的根源であること、言葉をかへればキウイタスこそ國家主權の存在であることを確めることが出来る。

即ちゲルマニア誌第十一章には「小事に就いては長老達が、大事に就いては邦民全體が之に掌はる」とのべ、ゲルマン族邦に長老會議と邦民全體會議のあつたことを記してゐる。この會議は非常の事件が起らない限り一定の時期、即ち新月又は満月の頃を期して集會され、そこに於いて王又は長老達が各々その身分の上下、年齢の多

少、戦功の大小、辯舌の巧拙等に相應して傾聽される（*Germania. C. II.*）。恐らく通常の會議にはキウイタスの行政問題が議せられたであらうと推測される。そして會議に於いて訴訟・裁判や、郷や村の長老の選舉が行はれ（*Mid. G. 12*）、青年の元服式も亦この集會に於いて行はれたのである。而してこの元服式に關する記録の中にも吾々は、キウイタスの公的存在ことの確證を見出し得るのである。卽第十三章に「さて彼等は公事と私事とを問はず、必ず武裝してでなければ何事も行はない。併し武器を帯びることは、キウイタスがその資格を認める迄は、一般に何人にも許されない習である」とのべて青年の元服に論及し、「これ迄彼はただ家庭の一員であつ

た、が今や直ちにキウイタスの一員と見做されるのである」と記述してゐる。即ち青年は元服を轉機として私人から公人となるのであるが、この轉換は絶對にキウイタスの承認を媒介契機としなければならぬのである。キウイタスはかくてその内部に所屬する人間の人格を決定する最高の權威でもあつたのである。

以上の論證から吾々は、原初ゲルマン民族は十八世紀史學の推定したやうな烏合の衆では決してなく、又舊説に於いて論ぜられたやうにゲルマン族邦がローマ國家の模倣として生れたものではなく、本來ゲルマン人は精神的、宗教的統一體のみならず明瞭に立法・司法・行政の公權をもつ最高權威としての國家的存在を構成してゐた、と言はざるを得ないのである。

上來述べて來た所から明かなやうに、ゲルマン民族はその國家的生活形態を、ローマ帝國に接してその影響を受け、その後初めて構成したのではなく、本來的に、少くもローマとの接觸以前に、それ自體の政治的統一體を形成してゐたのである。随つて私も亦確信を以てゲルマ

ン國家のゲルマン起源を説く新説の正當性を承認せんとするものである。併し乍ら、私にここに、既に内外の學者が開く認めんとする新説の論證をこと更に試みたのは、新舊兩説に對して私なりの裁斷をしようといふ意圖からだけではない。ゲルマンが本來的にそれ自身の國家的形成をなしてゐたといふことは、それだけで既に原初ゲルマン研究の上では大きな結論であらう。西歐中世社會の成立する過程に於いてその最も主體的民族となつたゲルマン民族古風の研究は、中世史研究の上で既に大いなる課題である。けれども私は、原初ゲルマンの研究は、ひとりゲルマン民族史の分野に於いて意味があるだけでなく、更に一層大きな問題、即ち古代世界と中世世界との轉換問題、つまり歐羅巴的世界史全體の秩序を考察する上に、極めて重要な一契機をなすと考へるのである。一體それは如何なる意味に於いてであるか。

三

ルネサンスの古典文化愛好、ルネサンスの文化主義の

所謂「民族移動」の歴史的意義

傾向は、ルネサンス文化と古典文化との親近性を自覺し主張するの餘り、中世を文化の缺如した時代、或は文化的時代に對立する暗黒の時代として想定し、かかる中世を創造した主體的民族たるゲルマン民族に、必然的に非文化民乃至反文化民なりといふ極印を捺したのである。

このルネサンス的感情には二つの注目すべき傾向が内在してゐる。一つは現在の價値をその文化の存在に於いてのみ知覺する傾向である。而してそれが歴史研究の地盤となつて過去に投影せられる時には、唯歴史を文化の存非や發展としてのみ捉へる、言はば歴史の文化主義的把握の傾向を生んだのである。のみならず更に今一つの傾向、即ちゲルマン民族は非文化民であつてこの民族の移動により古代文化は破壊され消滅した、といふ所謂古代文化没落論を誘導する傾向を助長したのである。このルネサンス的感情の上に築かれた史觀が一つの史學理論として固定しようとした時、ドブシュの劃期的な「ヨーロッパ文化發展の社會經濟的地盤」が發表せられ、十九世紀の支配學説たる「古代没落説」(Katastrophentheorie)はた

ちまち「舊説」の判決を受けるに到つたことは人の知る所である。宛もドブシキが土地所有關係の連続、都市生活の存続を強調したと同様に、フランスに於けるゲルマン研究の代表者とも言ふべきフステル・ド・クーランジュも、ゲルマン移動後もラテン語の存続、宗教・教會秩序等の不變を主張してをり (Fustel de Coulanges, Les institutions politiques de l'ancienne France, Tome I, P. 52 ff.)。又西洋の發展に就いてドブシキとは著しく相違した見解を抱くアンリ・ピレンヌ(如何に相違するかは、拙稿、「古代末期再考」を参照されたい)も、古代的地中海世界を經濟的統一體 economic unity として把握する經濟史的立場に立ち、かかる統一體の崩壞をイスラムの西進による八世紀の現象と考へたのである。つまりピレンヌに於いても「民族移動」は地中海中心の經濟的統一世界を變革するものではなかつたのである。このやうにして今日ドブシキの強調する古代、中世の文化的連續 Kulturkontinuität は増々鞏固な地盤を築かれ、最早これに就いて疑問を挟む者はないやうに思はれる。

ドブシキにしろフステル・ド・クーランジュにしろ又はピレンヌにしろ、その主張の特質は、十九世紀の支配學說に對立して、ゲルマン民族の移動にもかかはらず、古代文化が依然として持續され存続したといふ點にある。私はこの主張に對しては何ら疑ふべきものをもたない。唯注意したいことは、これ等の學者が一方ではルネサンス以後の「古代文化没落説」を否定しながら、他方に於いては尙ルネサンス以來の文化主義的史觀を超克してゐないことである。

凡そ世界史の轉換が考へられる時に、その時期を轉換期として把握せしめるものは、內的にはその時期に於ける精神的廣く言つて文化的轉換現象であり、外的にはその世界に於ける政治秩序の變遷でなければならぬ。

古代・中世の轉換も従來のやうに單に、古代的多神教から一神教的クリスト教へ、古代的ヒューマニズム哲學からクリスト教的信仰への世界觀の轉換とか、乃至は言語・法律等の文化的連續等によつてのみ把握し盡されしない。一度古代的政治秩序及び中世的政治秩序一要す

るに歐羅巴の政治的存在の仕方の變遷を問題視するとき、古代・中世轉換の問題として尙政治秩序の轉換に就いて考究すべきことを痛感するのである。

抑々古代世界がローマの政治的支配によつて成立したことは周知の事實であるが、この際特に注意すべきことは、ローマ支配下に統一された古代世界が、ローマとその屬州とに分れ、この二つの要素が縦に、一つのローマ支配權によつて統一されてゐることである。古代世界はローマ帝國と相蔽ふ存在となり、隨つて世界の統一ば唯一の、上下の緊張に於いて成立するに到つたことである。然るに中世から近世に及ぶ歐羅巴世界では、中世に於ける西歐の封建國家と近世の國民國家との間に國家形體の上では著しい差違があるけれども、何れに於いても古代的ローマ世界と異つて、多數の國家が並び立ち競ひつ横に、一つの緊張した世界を構成してゐる。一國家即一世界の世界構造から多數國家が對立し鬭争する諸國家秩序への轉換、即ち一の支配と被支配に於いて成立する縦の秩序から、多數の獨立國家間に於ける緊張によつて成立

する横の秩序への轉換こそ、古代世界から中世世界への轉換現象でなければならぬ。それではかかる世界の單一の構造から分散的構造への變質は何を決定的契機としたのであらうか。

ロストフツェフがその名著 *Social and Economic History of the Roman Empire* に於いて究明したやうに、ローマ帝國の世界統一の完成によつて帝國各地の通商路が確保され、通商は圓滑に行はれるに至つた。而して各地に他の地方の産業を模倣した手工業が起り、各地は各々その需要を自ら充足する傾向を生じた。ここに經濟上の *provincial particularism* が發生し帝國の經濟を萎微せしむるに到つたのである。ロストフツェフが明かにした帝國內部の分散的傾向は併し經濟的社會的な *particularism* であつて、帝國が政治的に分裂し諸國家秩序に變轉したことを説明するものではない。私はロストフツェフの言ふ *provincial particularism* と中世以降の廣い意味に於ける *national particularism* とは明瞭に區別すべきであるかと考へる。

然らばローマ帝國の東西分掌に就いては如何。紀元二八五年にディオクレティアヌス帝はマキシミアヌスを僚帝とし、兩帝それぞれ副帝をもつて帝國を分掌したが、この帝國の分掌による統治形態はその後百年して、テオドシウス皇帝の死後、アルカディウス帝が東部帝國を、ホノリウス帝が西部帝國を統治する形態となつて發展した。

この東西分掌の形態は少くも名目上は今後決定的となつてゐるのである。所で帝國を東西に分治するといふことは、法理論上は單一なるローマ帝國の行政上の分掌であつて、主權の分裂ではなかつた、勿論かかる分掌形態があつたればこそコンスタンティヌス帝のビザンツ遷都も行はれたのであり、西歐とは異つた政治的文化的世界が誕生し得たのである。それ故帝國の分掌は東歐と西歐との分裂の上に少くも基盤を作る役割を演じたと言へるであらう。併しこのことは中世に於いてビザンツ世界と西歐世界との分裂するに到る遠き歴史的背景としては考慮さるべきではあつても、西歐封建諸國家の發生の原因ではない。却つて封建諸國家の成立こそ東歐西歐の歴史的

世界構造を相違あらしめる決定的契機の一であつたのである。

右のやうに考へて來るならば、中世の特に西歐に於ける分散的構造がローマ帝國の内部的發展の自らなる所産でないことは確かである。然らばそれは、帝國に外部から政治的力が加はり、その政治的主體性を根源として生れたと考へるべきではなからうか。かかる見地よりして、所謂「民族移動」の歴史的意義は再検討されねばならなくなつて來るのである。

既に前節に於いて論證したやうに、原初ゲルマン民族は小規模ではあつたが政治的統一體を構成してゐた。つまりゲルマン民族はそれ自身本來國家性を所有する民族であつた。無論ローマ帝政初期に帝國に移動したゲルマン人は、その數こそ少くはなかつたけれども、それが政治的統一を保持しつつ移住したのでなかつたことは前にも述べた通りである。然らば所謂「民族移動」期の帝國への移住の場合はどうであつたか。

四世紀の後半にゲルマン民族の大移動が開始されて

後、西部ローマ帝國の中には間もなく五世紀初頭から六世紀の後半に亘つて七個のゲルマン王國が確立してゐる。即ち四一九年には西ゴート王國、四二〇年にはスエビ王國、四三五年にはヴァンダル王國、四四三年にはブルグンド王國、四〇〇年代の終頃にはフランク王國、四九三年には東ゴート王國、五七〇年頃にはランゴバルド王國がそれぞれ確立してゐるのである。所謂「民族移動」に伴つてこれらの王國が確立したといふこの事實が、少くも西部ローマ帝國に對して如何なる意味をもつかが今や問題である。

先づ吾々は今日略々學界の定説となつてゐる事實、即ち法理論上これ等ゲルマン王國の成立は、未だ以て直ちにローマ帝國の滅亡を意味しないといふことを認めねばならぬ。例へば西ゴート王國がヴァリア Valia 王の下に確立した模様就いて、當時の記録は次の事實を傳へてゐる。一、西ゴート族は皇帝ホノリウスに平和を誓ひ、族民中の重要人物を人質として帝國に送つてゐる。そしてローマ帝國を防衛するためにスペインに侵入した他の

ゲルマンと戦つてゐる。(Orosius, III, 43)。二、ヴァリアは帝國のガリア統治權を恢復したコンスタンティウスと更めて和議を結び(四一五—四一六)、スペインに於いて Alani 族及び Vandales 族と戦つた。彼のスペインに於ける他のゲルマン部族との戦は、西ゴート族自身の立場からではなくて、少くも名目上は「ローマ帝國の名に於いて (Romani nominis causa) であつた。かくて四一九年コンスタンティウスはヴァリアをガリアに呼び返へし、之にトロサ Tolosa から大西洋岸に至るアクィタニア Aquitania の地を贈與した (Idacius, Annals)。三、アクィタニアの人プロスペル Prosper d' Aquitaine も同様に、ヴァリアがアクィタニアに定住するに至つたのはコンスタンティウスの許可による、と傳へてゐる (Prosper, Anno 411)。吾々はこれ等の記述に徴して、ヴァリアの下に西ゴート王國が確立したこと、ヴァリアのアクィタニア支配權はローマ帝國との盟約關係を媒介としてその承認と贈與とに於いて成立したこと、換言すれば西ゴート王國が確立したのはローマの宗主權 Oberhoheit の下で

あつたことを確認するのである。フステル・ド・クルランジュの言葉で言へば、かかる盟約 *foedus* によつて帝國に定着したゲルマン諸王は帝國の家臣 *des sujets de l'Empire* であり、ゴート王國は帝國の屬國 *un Etat vassal de l'Empire* である (F. de Coulanges. op. cit. P. 432)。

四四三年に成立するブルグンド王國に就いてみると、このものは西ゴート王國に就いて吾々が知り得る程の明瞭さは缺いてゐる、けれども少くも吾々は次の事實を確めることが出来る。一、ブルグンド族は四一三年にライン沿岸のガリアの一部を占據し、四三五—四三六年に帝國に對して反抗した。がこの叛亂は間もなくローマの將軍アエティウスによつて鎮壓され、その後七年即四四三年に *Sabaudia* が残存のブルグンド族に惠與され、ついにブルグンド王國が確立した (Prosper, anno 443; *Sabaudia Burgundionum reliquis datur cum indigenis dividenda*)。二、その後ブルグンド王國が帝國に對して如何なる關係にあつたかは、これを明證する史料はないが、少くもこの王國が帝國に敵對的であつたといふことを示

す史料はなく、却つて例へばグンター Gunther 王がローマ帝國の *vir illustris* であり *magister militum* によつて帝國の一高級官吏でもあつたことが知られる (Epistola Hilari papae ad Leontium episcopum Arelatensem : *quantum enim filii vestri, viri illustres, magistri militum Gunduici sermone est indicatum, ...*)。又五世紀から六世紀初の王グンドバク Gundobad は即位前にはイタリアに於いて帝國の傭兵隊長をつとめて *patricius* の稱呼を受けてをり、その子シグムンド *Sigmund* はその高臣アウイトスをして帝國に自分の忠誠を表明せしめてゐる。即ち「先王達は帝國に對して常に獻身的であつた。陛下より賜はる稱號にまさる名譽はなご」と (Avit, *Epistole* 83; *Traxit illud a proavis generis mei apud vos decessorisque vestros semper animo romana devotio ut illa nobis magis claritas putaretur quam Vestra per militiae titulos porrigeret Celsitudo*)。

隨つてブルグンド王國が *foedus* を結んだといふ史料がなくとも、上の如き事實からブルグンドも亦西ゴート

と同様に *foederati* の一として *F. Fiat vasa de F. Empire* であつたことは疑のない所である。

中世社會と最も深い關係のあるフランクに就いても略同様なことが考へられる。そもそもフランクといふ名稱はタキトス、プリニウス、プロトマイオス等の記述の中には見えず、三世紀の *Vopiscus*, *Aurelianus* の中に初めてあらはれる。フランクは元來 *Frank* とか *Ferax* 即ち「勇敢な」といふ形容詞から出た語で民族名ではない。フランクと總稱されるものの中には古いゲルマン部族 *Bructeri*, *Chamavi*, *Ampsivarii*, *Chatti*, *Sali*, *Sicambres*, *Chauques*, *Cherusques* 等が含まれてゐた。大移動前夜のフランクの大勢は大體次のやうな情勢にあつた。即ち一、*Bructeri*, *Chamavi*, *Ampsivarii*, *Chatti* 等はライン右岸の地に獨立し、二、*Sicambres*, *Sali* 及び *Chamavi* の一部はライン左岸にあつて帝國に服屬してゐた、三、その他個人的に帝國に奉仕し、*magister peditum* 或は *magister militum* 等の高官に昇つてゐる者をもつた。かかる情勢の中からサリイ・フランクの統率者々

ロドヴェックが四八一年にフランク諸部族中の一部を統一して所謂メロヴィング王朝のフランク王國を開くに至るのである。所でクロドヴェックの父キルデリック *Childeric* が他部族に押されてライン右岸に逃亡し、ここに於いて一フランク王としての地位を復活したのも、ローマ帝國の承認と援助とによると傳へられてをり (*Historia Francorum epitomata*, F. de Coulanges, op. cit. P. 4715)。クロドヴェックの王國も當時のローマ人にとつては帝國の一屬州と見做されたのである (F. de Coulanges, op. cit. P. 481 f.)。五〇七年頃に大體ガリアの大部分はフランク王國となつてゐるが、この時にも尙フランクは帝國の敵として行動してはゐない。クロドヴェックはガリアのゲルマン諸族を征服して後、皇帝アナスタシウスからコンスルの職位を與へられてゐる。それはコンスルの職權ではなかつたがコンスルの着ける服裝を許されたのである (Gregory of Tours, II, 38; Ghilodovechus ab Anastasio imperatore codicillos de consulatu accepit et... tunica blatea indutus est et chlamyde, imponens verticili

(*theaden*)。最も強大となつたフランク王國さへ、ローマ帝國の宗主權の枠内にあつたと言はねばならぬのである。

ヴァンダル王國、東ゴート王國に就いてもそれぞれローマに對する關係の上で多少親疎の差違はあつても、とにかくローマの宗主權を認めてゐたことは否定出來ないのである、吾々は最早次の事實を指摘して満足したいと思ふ。一、ヴァンダル王國は西ローマ帝國と *Foederati* の關係にあつた。二、事實上は屢々反ローマ的行動に出ることが多く、四五五年にはガイセリック王はイタリアに侵入しローマ市の掠略さへ行つてゐる、けれどもこの時にも、事實上はとにかく、ヴァレンティニアヌス三世を弑し帝位を篡奪したマキシミアヌスの罪を責めることを口實としたのであり、南部イタリアやシシリ島の掠略も、自國に連れ歸つてゐたヴァレンティニアヌス帝の皇后及び皇子の遺産を要求することを表面の理由としてゐる。つまり帝國の掠略も帝國の外から反ローマ的立場に於いて行ふのではなくして、帝國の法律が認める正當な權利を

要求することを口實としたのである。即ち自己の行爲を正當化する原理を自ら所有するのでなくしてローマ的な合法性に求めてゐるのである。(Procopius, *bell. Vand. I, 45*)。三、イタリアに建國した東ゴート王國はテオドリックのイタリア支配に初まるのであるが、彼のイタリア侵入は、西ローマ皇帝ロムルス・アウグストゥルスを廢位してイタリア王となつたオドアカー・オオakerを討伐すべき旨を東ローマ皇帝から委囑されたによるのである。彼のイタリア侵入は、彼自身の獨斷的行爲でなく、東部帝國の *patricius* 及び *consul* として侵入した意味を含むのである (Jordanes, *De rebus geticis*, 57, F. de Coulanges, *op. cit.* P. 506)。

上來指證した來た所から明かなやうに、帝國内にゲルマン諸部族が移住定着し、そこに王國を建設したとは言へ、少くも法理論的には帝國の單一宗主權は存續してをり、ローマ帝國の名目上の統一性は些のゆるぎもみせてゐない。この事實も、他の文化面に於ける連続と相まつて、十九世紀的没落論を打破すべき一根據であると言へ

るのであらう。ではかかるゲルマン民族の移動は帝國の連続以外の何ものも齎らさなかつたのであらうか。

西歐中世國家がローマ帝國の直接的延長としてではなく、ゲルマン國家を基礎として生誕した以上、中世的西歐の成立する根基をゲルマン國家の成立に求めるべきは當然でなければならぬ。而して上にのべたやうに、ゲルマン國家の西歐に於ける確立が「民族移動」後であつたとすれば、問題は民族移動とゲルマン國家の西歐に於ける成立とが如何なる關聯をもつかといふ點に存するのである。更に第二節に於いて述べた事實と關係せしめて敷衍すれば、本來國家性を有してゐた原初ゲルマンが、民族移動期に於いてもそれ自身の國家生活を保持しつつ移動したのであるか、それとも五世紀から六世紀に確立したゲルマン王國の公權は全くローマ帝國の *imperium* の疎外されたものであるか、といふ點こそ檢査を要する眼目でなければならぬ。

四

所謂「民族移動」の歴史的意義

ゲルマン國家の公權の根基が何處にあるかに就いては從來二つの見解が對立してゐた。一はハインリヒ・ジーベルの主張 (H. von Sybel, *Entstehung des deutschen Königthums*. 1881. P. 242) であつて、彼によればゲルマン民族がローマ世界に入りローマ的クリスト教的文化世界に接したことが、ゲルマン民族にとつて全く新しい政治的存在の出發點をなす、ゲルマン王國はローマの武將 *maiestas militum* となつた族長が、帝國の感化をうけるの統治權を模倣して創造した、といふのである。つまりジーベルはゲルマンの國家主權即ち王權はローマ的統治權のゲルマンへの移轉によつて成立したと主張するのである。ゲルマン王權のローマ起源を説くジーベル説を正面から否定し、遂にゲルマン起源説を豊富な史料分析に基いて打ち樹てた者はゲオルグ・ヴァイツであつて、彼の浩幹な *Die deutsche Verfassungsgeschichte* のこの點に於いても劃期的な業績であつたと言はねばならぬのである。ヴァイツは、ゲルマン民族の國家生活 *Staatliches Leben* はゲルマン的ヴァイツの語でいへばドイツ的根柢

から (von deutschen Grundlagen aus) 形成されたものである、といふ見解を樹立したのである。(Bd. II. S. 16)。
ローマとの接觸はゲルマン民族の法的政治的狀態rechtliche u. politische Verhältnisse を變貌したものではならず (Bd. I. S. 22)。
ローマ帝國に奉仕しローマの官吏や身分 Würde を受けて、皇帝の宗主權を認めたと
いふやうな場合でも、又彼等が帝國から受領した屬州の統治者とされローマ的地盤 römisches Boden の上に新しい王國を樹立した時にも、彼等のゲルマン族民に對する關係には何らの變化も起きてゐない。諸王の權力はそれによつて少しの増減もない (Ibid. S. 334 f.)。これがヴァイツの見解にあらはれた要點をなすのである。

現代に於けるゲルマン研究の香宿ドプシュはこの兩説をそれぞれ批判し (Grundlagen II. 30 ff.)、先づツィーペル説に對しては、ゲルマン王權は移動前から存在したものであつて、ローマと盟邦關係を結びローマの官職や軍職についたとしてもそれが彼等の權力を創造したものではない、ローマの影響はゲルマン王權の發展に作用し

新しい政治形態をとらしめたけれども、決して王權の根源ではない、と述べてツィペル説を全面的に否定し、ヴァイツ説に對しては、ローマ帝國の Staatsgewalt や教會の Episkopal-Verfassung がゲルマン王權に影響したことを認め (Dopsch. op. cit. S. 54 f. bes. S. 56. 68.)、ローマに接して後も王權に増減變化がないと主張するヴァイツ説を修正してゐるのである。故植村清之助博士も大體ドプシュの見解をとられてゐる。博士とドプシュとの差は、博士に於いてはドプシュがゲルマン王權の漸次的な發展を主張するに對して、タキトス時代の民主權の上に立つ王權と五・六世紀のゲルマン諸國にみられる絶對王政的王權との差違を指摘せられ、かかる王權の推移に及したローマの影響をドプシュ以上に強調されてゐる點にある (植村清之助、西洋中世史の研究、五八頁以下參照)。

このやうに論者によつて程度の差はあるが、ゲルマン王權の發展にローマ帝國の影響があつたといふ事實は、今日では殆ど定説となつてゐると認めて誤りないであら

う。併し私はここでゲルマン王權のゲルマン起源といふことと、王權が發展する上にローマの影響があつたといふこととは區別して考へるべき問題と考へる。何故ならば、王權の發展といつても、その發展をなす主體つまり王權が本來存在してゐて初めて可能であり、而してその存在はローマへの移動期乃至はそれ以前の問題に關はり、これに反して發展は移動後の問題であるからである。所で本論に於ける私の主題は、移動期のゲルマンが、それ以前の移住ゲルマンのやうに帝國に對して個人的關係をもつて移動したか、それとも既存の國家性を維持しつつ入り來つたものであるかと言ふにある。右の區別から言へば、發展の問題でなく存在と持續の問題である。

Fustel de Coulanges の所説にも變形し修正されてはゐるが尙あらはれてゐる」とヴァイツ學説に代表されるドイツ學派の間に全く對蹠的な見解の相違があり、吾が植村博士もカエサル、タキトゥス時代の部族國家の政治的結束性を承認される點に於いてはドイツ學派に接近されつつ、他方に於いては移動期ゲルマンの、(イ)部族の離合集散によつて古い部族に代つて新しい種族が成立してゐること、(ロ)種族は種々なる部族の集合でその構成要素が不純雜駁であること、を理由として、「新しい種族團は、生存競争の必要上、優勢な武力を構成するために集合した集團で、舊い部族國家に觀るやうな固い政治的結束ではない(西洋中世史の研究、一七頁参照)。……移動ゲルマン族團の性質は、斯様に不純雜駁な、種族の全部を包容せぬ、政治的統制の欠けたものであつた、それは飽迄も『族民の群れ』『移動せる民衆』であつた(同書二〇頁)」と結論され、むしろフランス學派の所説に接近されてゐるのである。博士の慎重穩健な論説に吾々は學ぶべき多くのものを見るのであるが、それにも拘ら

す尙一つの重大な疑點を提出せざるを得ないのである。といふのは、もし移動期のゲルマンが單なる「族民の群れ」でそこに何ら政治的統一性をもたないのであるならば、一體王權を中核體として確立するゲルマン王國の國家性の根源はどこに求むべきであらうか、吾々は再びジトバル説に復歸すべきなのであらうか。

右に述べたやうに、移動期ゲルマンの性格に就いては猶問題は殘されてゐるのであり、その限り古代末期とゲルマン民族移動との關係に就いて、明確な論説を樹立し得ない状態にあるのである。これ等の問題に對する解答は單に學說の紹介にとどまらず、根本的な事實の考究に俟つ他はないのである。私はここに二三の事例に即してこれを考察してみたいと思ふ。

(一) 西ゴート王國に就いて

西ゴート王國がヴァリア *Walia* の下に西南ガリアの地に王國を確立したことは前に述べた。併し西ゴート族がかゝる政治生活を初めたのがこの時に初まると考へるべきではない。フェリックス・ダーンの「ゲルマン諸王

Die Könige der Germanen. Bd. V.」は詳細な事實探究を通じてこの點を明かにしてゐる。彼の研究によつて吾々は次の如き事實を確め得る。(イ)西ゴートは元東ゴート國王 *Reichskönigen* に支配されてゐたが、東ゴート王オストロゴータ *Ostrogotha* 以後東ゴートの支配より分離した。この時西ゴートは未だ種族王國 *Stammkönigtum* に統一はされず、多くの首領 *Hauptingen* の下に分立した。ある地域ではそれ等首領の支配が世襲化され、漸次 *Bezirkskönigtum* を樹立するに至り、或地域では支配的家の交替が行はれて *Bezirksgrafschaften* を發生せしめた (*Dahn, op. cit. S. 1*)。(ロ)東ゴート王ヘルマナリク *Ermanarich* は周圍のゲルマン諸族を統一して大東ゴート王國を建てた人物であるが (*Amm. Marcel. 31, 32*) によれば、彼は古代のアレクサンダー大王に比肩せしめられてゐる。(ハ)この時西ゴートも東ゴートに從屬的地位に立つ一つの同盟團體 *Bundesgenossenschaft* に纏められてゐる。無論この時にも西ゴート族内部の分立構造は解消せしめられてはゐない。 *Bundesgenossenschaft* は

唯形式的な Oberhoheit を承認されてゐるに過ぎないの
 である (Dahn, *ibid.* S. 2)。ハ、ヘルマンリックの死後西ゴ
 ート諸族長中最も有力であつたアタナリク Athanarich
 (大體三二六—三三一)が自力を以て西ゴート族の大部分
 を支配下にをさめ、匈奴が西進する頃には既に一個の國
 家的存在 Staatswesen を形成してゐた (*ibid.* S. 3. 7)。
 ニアタナリクは一時失脚したが、西ゴートの支配者フリ
 デゲルン Fridigern の死(三七九—三八一)後その後繼
 者として復活し、ローマ皇帝テオドシウスと和平及び同
 盟條約 *ius amicitianque disponens* を締結し、帝國領内
 に移住した西ゴート族全體の首領となつた。彼は史料の
 上に明かにゴート人の王と見做されてゐる (Mar. chro
 n. 268; Orosius. VI. 34; foedus cum Athanarico. rege
 Gothorum, Jord. C. 28; Theodosius Athanarico regem,
 qui tunc Fridigerno successerat, datus sibi numeribus
 sociavit moribusque. . .)。ホアタナリクの死後西ゴ
 ート族は再び統一を失ひ多くの指揮者の間に分裂した。か
 かる西ゴートの中からその反ローマ的分子に擁せられ

て、三九五年にアラリクが西ゴート族の王位に卽いた
 のである (Dahn, *ibid.* S. 31)。このアラリクから一代
 經た後繼者こそ西南ガリアに西ゴート王國を定立した
 ヴァリアに他ならない。アラリクにしるその後繼者にし
 る、皆ローマ帝國と盟約を結んでゐる。併しこのこと
 は決して西ゴート王權がローマの軍隊指揮權から發生し
 たことを示すものではない。アラリクの王權は「ロー
 マに對立して *im Gegensatz zu Rom*」「再び奮起した族
 民運動によつて *durch eine nationale Wiedergeburt*」
 發生したのである (Dahn, l. c.)。ハ、ヴァリアがスベ
 インから西南ガリアに移つた四一九年に王女一人を残し
 て死んで後、テオデリク一世(四一九—四五二)は *Vo
 lshcer* に選出をれて王位に卽ち西ゴート國繁榮の基礎
 を作つた (Dahn, *ibid.* S. 71)。

西ゴート王國の發生の根源とその展開を辿るならば、
 西ゴート族は、ローマ帝國の政治秩序に接する以前に、
 小規模ながら政治的生活を所有してゐたことが確められ
 る。Bezirkeshöflichkeit 及び Bezirksgrafschaften から

Stammkönigtum への發展はローマ帝國によつて創られたものでなく、西ゴート族民の本來所有してゐた政治生活意識の自己發展に他ならない。このことは恰もドブンはがフランク王國の成立基礎に就いて「村落王國或は地域王國 Gau-oder Bezirkskönigtum は種族の統一王國 Einkönigtum, die Monarchie des Stammesverbandes が成立する過渡的段階 Übergangsstufe であり、前段階 Vorstadium であつた」と述べてゐることに符合するであらう。(Dopsch, Grundlagen, Bb. II, S. 61.)。西ゴート王國に就いて、それが Bezirkskönigtum の直線的發展であつたといふことは言ひ得なくとも、既にかかる小規模な政治生活様式が存在があつて初めてアタナリックの王政國家も成立し得たのであり、又族民のかかる國家生活に就いての關心が歴史的地盤として存在してゐたればこそアタリックの即位が實現したのである。西ゴート諸王は皆ローマ帝國と foedus を締結し、或は magister militum 又は comes equitum domesticorum の如き帝國の官職を得たことは事實であるが (Dahn, *ibid.*, S. 48-54)

彼等の王權は決してこれ等の官職から生れたものでなく、却つてかかる官職は既存の王權に附加されたものである。

以上の論説から明かなやうに、西ゴート王國の確立する根基は、よしんばそれがローマ帝國の宗主權の下にではあつたにしても、あく迄西ゴート族の政治的主體性の活動にあると考へられるのであり、隨つて王權のローマ起源説、或は移動ゲルマンが政治性を欠如したといふ主張には賛成し得ないのである。

二、東ゴート族に就いて、

テオドリク王のイタリア支配となつてあらはれる東ゴート王國の基礎については如何に考へられるであらうか。

彼等東ゴートは、史上にあらはれ後に滅亡に到る迄、常に王權の下に支配されたといはれる (Dahn, *Könige der Germanen*, Bd. II, S. 49)。彼等の古い歴史に就いては知るよしもないが、少くも匈奴西進の直前の時期には、ヘルマナリク *Ermanarich* の下にヘルリ族の如き

ゲルマン部族をはじめ、スラヴ人やフィン人をも討征包
含し、アレクサンダー大王の帝國にも比すべき大王國を
建設してゐた (Amm. Marc. 31, 3)。匈奴の西進し來
るに及んで、東ゴート王國もそれに從屬し、種々なる奉
仕の義務を負はしめられ、民族的獨立性を嚴密な意味に
於いては喪失したが、而も彼等は從來の住地のみならず
それ自身の王國と王家 *Königs-geschlecht* を保持したの
である。このことはヘルマナリクの子ヴィニタール *Wi-*
nithar が匈奴の支配下にありながら「王位の徵表を保
持した」*Word. C. 48: Winithario tamen Amalo princi-*
patus sui insignia retinente」¹⁾とから確證されるのであ
る。ヴィニタールの次にはフニムンド *Hunmund* (*Ern-*
starch の子) が、フニムンドの次にはその子トリスマ
ント *Thorsmund* が、次にはその甥ヴァラメル *Walamer*
(ヴィニタールの孫) がそれぞれ王位を繼承してゐる。ヴァ
ラメルの時匈奴の王アッティラが死し、その子等の内紛し
てゐるに乗じて、東ゴートは匈奴の支配から脱却した。
而してヴァラメルは二人の他の兄弟ヴィヂメル *Widemer*

とテオデメル *Theodemer* と共に東ゴート王國を分治す
ることとしたのである (Dain, *ibid.*, S. 58 f.)。テヂ
ドリクは正にこのテオデメルの子である。四六一年三
人の兄弟がビザンツに向つて進軍し、ビザンツの國境を
侵さざることの代償として年金の支拂を要求したが、そ
の際テオドリックは、和平の誓約を固守するといふ東ゴ
ートの誠意を表はす人質として、皇帝レオの許に送られた
のである。その後彼は皇帝の寵愛をうけ、親しくビザン
ツの宮廷生活を或はローマの國家生活を體驗すること十
年、十八才の時 (大體四七一年) 歸國した。歸國直後に
彼は六千人のゴート人を集め、ゴートの敵であり又ロー
マに對しても傲慢であつたサルマテス *Salmates* の汗バ
イ *Bobai* を討伐して名をあげ、早くも來るべき雄飛
の地盤を築いてゐるのである。その後間もなく東ゴート
族は食糧・衣服を求めて移住し初めた。この時東ゴート
の全體的統一が破れ、ヴィヂメルはガリアに移つてここ
の西ゴートに合流し、テオデメルはその從民と共にモエ
シアに移住した (四七三年)。テオデメルはその死 (四七

四一四七五)の前に、その子テオドリクを彼の後継者に推挙し、族民はこれに従つてテオドリクを王位に選舉したのである (Lord, C. 56. Dahn, *ibid.* 63 ff.)。

このやうにテオドリクの王權は Nationalverband der Ostgothen と彼自身の血統に附着してゐる Eubrecht とに基礎づけられてゐるのであつて、ローマ的職位 die römischen Würden が彼の王權の根基である、といふジールの主張 (a. a. O. S. 167) は成立し得ないのである (Dahn, *ibid.* S. 64. u. Anm. 6.)。このやうに彼の王國はローマ帝國の支配權が生みだしたものでなく、却つてかの古き東ゴート王國の發展に他ならぬのである。然らばテオドリクのイタリア支配の性格に就いては如何であつたか。抑々テオドリクがイタリアに侵入したのは、西部ローマ皇帝ロムルス・アウグストゥルスを廢位しイタリア王を僭稱したゲルマン傭兵隊長オドワカー Odovakar を討伐して、イタリアを帝國に復歸せしめるためであつた (An. Val. 618, Theoderic. Patricio-missus ab imperatore ad defendendam sibi Italiam)。かくて

テオドリクは皇帝の名とその委任に於いて、イタリアに於ける獨立的なゲルマン國家を終熄せしめ、ここに彼自身の王國を樹立したのである。無論吾々はこれを以てイタリアが再び帝國から脱落したとは言へない。テオドリクも又その後継者も明かにイタリアが依然として帝國の一部をなすと聲明して、他のゲルマンの野蠻世界と自らを區別してゐるのである、一碑文の上にはテオドリクを「ローマの名の弘布者、蠻族の征服者 propagator Romanum nominis, domitor gentium」(Dahn, *ibid.* S. 116. *bes.* Anm. 3) といふ頌詞がみられる。のみならず彼のイタリア統治の下に於いても、ローマの私法はその効力を持続し、帝國の多岐的な行政機關は維持され、下は自治的都市 municipium から上は元老院に至る一連のローマ的な官僚秩序 Beamtenhierarchie が保持されたことが確められる (Dahn, *ibid.* S. 116)。

隨つて、テオドリクのイタリア支配によつてもローマ的文化・社會は決して消滅せず、舊い文化没落説はここに於いてもその立論の根據を見出し得ないのである。

然らばテオドリクはイタリアに於いて全くローマ帝國の一官吏としてのみその支配權を所有し得たのであるか。東ゴート王權は喪失され、東ゴート族民の政治的主體性はローマ的秩序の中に解消して了つたのであるか。この點に關して私は特に次の事實に注目しなければならぬと考へる。即ち、(一)テオドリクのイタリア進入は、オドワカー討伐を目的とするものであつたことは無論であるが、同時に反服常ならぬテオドリクをビザンツ皇帝ツェノ Zeno がビザンツより遠ざけんとする政策 (Prokop. b. G. I. I. Jordanis, de regn. succ, Mur, 240. Vgl. Dahn, op. cit. S. 69 f.) から生れたこと、(二)テオドリクはオドワカー討伐に必要な軍隊のみならず、他のゲルマン民族の移動の場合と同様に、婦女・子供・家畜その他の動産、即ち東ゴート族全體を率ひて進軍してゐる。彼の進軍はダーンも強調してゐるやうに eine Armee auf dem Marsch *でなくして* ein Volk auf der Wanderung *であつた* (Dahn, *ibid.* S. 73)。(三)イタリア進入の途中ルギ族 Rugii やゲピス族 Gepides 等を併合し

所謂「民族移動」の歴史的意義

て行つたが、この進入軍は決して統一性のない「群集」ではなく、テオドリクの支配を中核とする東ゴート族民國家の空間的移動であつたことを次の事實によつて明證してゐる。(イ)イタリアに於いてゴート人は一箇所に結集して定住せず、全半島に分散したとはいへ (Dahn, *ibid.* S. 116)。(フ)ランク族の移動の場合と同様に、phytai, pagi, farae 等の古き有機的結合をもつて定着してゐるのである (Dahn, *ibid.* S. 118)。(ロ)テオドリクはイタリアのローマ人の心に於いてこそ皇帝の總督に過ぎなかつたが、併しゲルマン人にとつては彼こそ正統なる皇帝 Phusei basileus *であつた* (Prokop. I. I. Dahn, *ibid.* S. 150)。(ハ)彼自身も理論的には regnum gentis suae *と* principatus populi romani *とを區別しなかつたが、事實上は一應區別して而して同時に綜合して支配するといふ形式を以て、彼のイタリア王國をば regnum Gothorum *と* regnum Italiae *とを* (Var. II. 4.) 更には Gotorum Romanorumque regnum *とを* 言つてゐるのである (Var. III. 3.)。*

以上の事實に徴して、テオドリックのイタリア支配權も單にローマ皇帝權の疎外に初まると考へるべきではなく、東ゴート王權の上にローマの官職の附加されたものと認めるべきである。かかる王國が成立するには、本來、テオドリックの王國がビザンツ帝國に對して常に自主的力を所有してゐたことに起因したことは、右にのべた彼のイタリア進入に纏はる經緯から明かである。古い東ゴートの政治的自主性は、ローマ帝國の宗主權の下に、形態上の變化こそ認められるけれども、イタリア進入の場合に於いても毫も削減されてはならないと言はなければならぬ。

右のやうな考察によつて、前に吾々が西ゴート王國に就いて述べたと同様に、東ゴートの移動に於いても、彼等が本來的に政治的統一をもつてゐたこと、隨つて彼等に政治性を缺如する「群集」に過ぎないといふ見解が事實に適合しないこと、これと關聯して東ゴート王權が、ローマ支配權の流出によつて初めて成立したといふジューベルの見解が全く誤謬であることが主張し得られるので

ある。(三)最後に、數多きゲルマン王國のうち西歐中世社會の成立と最も緊密な關係にあるフランク王國の基礎について考察してみたい。

前にも一言したやうにフランクは本來單一の部族名ではなく、フランクと稱せられるものの中にはサリイ族、リプアリ族を初め尙多數のゲルマン諸部族が包含されてゐた。これがクロドヴツクの下に一個の統一王國 *Kingdom of the Franks* に結集され、ここにメロヴィング王朝のフランクが確立されるのである。然らばメロヴィング王權の根源は何處に發するのであるか。

初期フランクに就いては不明な點が甚だ多く、僅かにクロドヴツクの王國確立後約百年の人たるトゥールの司祭グレゴールの「フランク人の歴史 *Gregor v. Tours, Historia Francorum*」があるのみである、この書によつて今日一般に次の諸點が認められてゐる。一、クロドヴツクの父キルデリック *Childerich* は、ローマ帝國のために、西ゴート族、サクソネス族、アレマニ族等と戦つてゐる。この際キルデリックはローマの官吏として戦つた

のでなくローマの盟邦として戦つてゐる。二、「キルデアス」死するやその子クロドゥック父に代つて統治す Hist. Fr. II. 27. Mortuo Childerico, regnavit Chlodovechus filius ejus pro eo」云々グレゴールの表現形式、及び王位を繼承した時クロドゥックは僅かに十五才であつたといふ事實に徴して、クロドゥックの王位繼承は全く相續權に基くことが確められる (Dopsch, Grundlag. n. II. 58 f. F. de Coulanges, op. cit. P. 481)。

このやうにクロドゥックは自國の内部に向つては本來相續權に基く獨立の主權者であつた。この王國が、當時尙多數に存在した Gau-und Volkerrschaftskönige を武力を以て統一する過程がフランク統一國家の成立の歴史に他ならぬのである (Dopsch, op. cit. S. 59)。クロドゥックが五〇八年に君府の宮廷から受けたコンスルの稱號 *coficillus de consulat.* は、ジーベルが考へたやうに彼の權力が發生する根源的作因ではなくて、彼の王國內に居住するローマ人に對しても支配權をもつ、といふことをローマ皇帝側が承認した表章に他ならない (Dops-

所謂「民族の移動」歴史的意義

ch, *ibid.* S. 60, Dahn, *Könige der Germanen*, Bd. VII. I. S. 51 ff. ダーンはドプシュより一層激しくジーベル説に反對し、彼の權力は征服 *Eroberung* によつて發展した。五〇八年のコンスルの稱號が認可されたにしても、それはコンスルの權力が與へられたのでなくして、ただコンスルの如く、「Greg. v. Tur. II. 38. *tamquam consul*」云々まひローマ人に然呼ばれたに過ぎない。隨つてこれを以てガリアに於けるローマ國權の持續「*Fortführung des römischen Staatswesens in Gallien*」の根據とはなし得ない。彼は皇帝の後繼者として從來彼が所有してゐた至上權 *Hohheitsrecht* を極度に増大強化したと言ひ得るのみである。つまりフランク王權の發展は一に *Steigerung des Königtums* に他ならぬ。……このダーン説はドプシュ或はフステル・ドック・クランジュが尙ローマの宗主權を認めるのに對して著しい相違を示してゐる。私は今の所ドプシュの穩健な所説に隨つてをきたい。何れにしてもフランク王國の政治的自主性は充分認めることが出来るからである。コンスル稱號の授受を

第三十一卷 第二號 五九

比較的重視するにしろ又ダーンの如く輕視するにしろ、クロドヴツクの權力はそれ以前に既に存在し發展してゐたことだけは認めねばならない。即ち彼の權力の地盤は、ローマの imperium でなくして、民族移動やローマに對抗する鬭争の間に、新たなゲルマン諸種族の成立する際に形成された germanisches Heerkönigtum であつたのである (Dopsch, 1. c.)。

以上の如く移動期のゲルマン諸族がそれぞれ王國を形成しつつあつたこと、而もその王權の基礎がゲルマン本來の王權にあつたといふことは、尙ブルグンド、アングロ・サクソン、ランゴバルド諸王國に就いても證示される所であるが (Dopsch, op. cit. S. 61 f.)、ここに一々述べる邊をもたないし又最早その必要もないであらう。私は、比較的簡單な論證ではあつたが右に述べ來つた所から、(一)移動期のゲルマンが一部に言はれるやうに決して政治性のない單なる群集ではなく、それ自身の政治的統一をもつてゐたこと、(二)帝國內に於ける王國の確立は實にこの政治的自主性の發展に基くこと、が認められ

ば、今の場合満足出来るのである。

五

所謂「民族移動」期にゲルマン諸族が國家生活を保持してゐたことが認められるとすれば、この期の國家と先きに吾々が觀たタキトス時代の國家的生活との關係は如何であらうか。

この點も亦諸説相分れて甲論乙駁の状態にあり、ゲルマン研究の上で最も不明な問題の一をなしてゐる。決定的な論斷が未だに下されないのは、要するにこれを樹立せしむべき史料が缺如してゐるために、何れの論議も推測の域を脱し得ないことに歸因するのである。吾々も最も蓋然性をもつ推論にとどまる他はないであらう。

最も對立的な論説はヴァイツ説とフスラル・ド・クラランジュ説である。即ち前者は、移動期ゲルマン諸族の政治的社會的組織はタキトス時代のそのの持續であると主張するのであるが (Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. I. bes. S. 8. 9. II) 、これに對して後者は、タキト

ス時代に古ゲルマンが既に國家生活を營んでゐたことを認める點に於いてはヴァイツと同じであるけれども (Les institutions politiques de l'ancienne France, Tome II, p. 226 f.)、タキトゥス時代と移動期ゲルマンとの間に挟まれてゐる約三百年の中間期に、タキトゥス時代の政治的統一が消滅したとする點に於いて、ヴァイツの見解に峻烈な對立をなしてゐるのである。

既にドプシはタキトゥス時代の部族國家に比して移動期のゲルマン諸國は、一、空間的に遙に廣大な領域を所有すること、二、統一王國が種々な部族を包含してゐること、三、政治構造としては族民會議の權力が後退して支配者の軍事的勢力が強大になつてゐること、等によつて、ヴァイツの主張する如きタキトゥス時代と移動期ゲルマンの政治組織の連続は之を否定してゐるのである (Dopsch, op. cit. II, S. 55 f.)。吾々も先きにのべたやうなタキトゥス時代の共和的色彩の強い族邦と強力な王權下の移動期ゲルマンが直線的に連続するとは考へ得ない。ドプシの説論は極めて妥當的であると考へる。

然らば、フスデル・ドゥックランジュの立論は正當な根據によるのであらうか。彼がその結論に達した理由は大體次の諸點にまとめられる。一、タキトゥス時代にカッテ族、ケルステス族等の間に軋轢、葛藤が頻繁に行はれ、一部は帝國の中へ逃亡する状態であつた (Tract. Germania 29. Hist. IV, 12)。かかる状態がその後停止して、古き政治秩序が平和裡に持續したとは考へ難い。二、ゲルマン部族に本來存してゐた世襲貴族が五世紀には全く消滅してゐる。三、宗教的貴族即ち司祭は會つてゲルマン人の生活で非常に有力な存在であつたが、五世紀には全く殘つてゐない。四、ゲルマンは元世襲王政 *la royauté héréditaire* であつたが、帝國の干渉政策のため選舉王政にかへられ、自由を制限されたと推定される。

これ等の諸點を論據としてクランジュは次の如く推斷する、タキトゥス時代以後ゲルマン民族は帝國の干渉政策とゲルマン諸族内部の抗争のために四分五裂したのである、たまたま集團を作つて帝國に侵入せんとするものも、結局戰士の群に過ぎぬ、大移動期に帝國に入り居住

を許されたものもそれら諸部族の殘黨に過ぎず、假令老人・妻子・奴隸等を伴つて村落を作つたとしても、政治組織 *l'organisation politique* は所有してゐない (op. cit. p. 299) 云。

フステル・ドック・クラーランジュが指摘するやうに世襲貴族が減少して Hofadel 卽ち Dienstadel に代られてゐることも事實であり、又ゲルマン個々の宗教に代つてクリスト教が優勢となつた結果、ゲルマン的祭司が顛落してゐることも確かである。又タキトスの「ゲルマニア誌」にみへる多くの部族名が四世紀前後の史料には最早あらはれないこと、例へばフランクと稱せられる種族が多數の部族の總稱であり、同じことがサクソネスに就いても言はれること等から（前に述べた西ゴートや東ゴートの發展も同様である）、部族相互の離合集散が行はれた、といふ事實は疑ひ得ない。隨つてタキトス時代以後三百年にタキトス時代の制度・組織がそのままに持續したとは絶対に言へない。併しながら部族の離合集散が果してクラーランジュの主張のやうに、政治組織の解體 *désorganisation*

nisation であり、移動期ゲルマンの集團が流浪の民衆であり政治組織をもたない、といふ結論を導き得る根據とは考へられない。植村博士も「新しい種族團は、生存競争の必要上、優勢な武力を構成するために集合した集團で、舊い部族國家に觀るやうな固い政治的結束ではない。諸種族團は表面上東西ゴートとかヴァンダルとかいふ種族名を稱へてゐるけれども、決して其性質が純一なものでなく、實際は種々雑多の異分子を包容して居つたのであり、且其種族全體を悉く結合したものでなく、只其一部分に過ぎない」と説かれ、その結果移動期のゲルマンを「政治的統制の缺けたもの」「族民の群れ」「移動せる民衆」と觀られたのであつて、フステル・ドック・クラーランジュに著しく近接されてゐるのである。博士の深い研究に導かれながらも、この點だけは私のどうしても納得の行きかねる點である。第一、吾々が既にみたやうに、移動期のゲルマン諸種族は明白にそれぞれ一つの王權を中核とする統一體であつて、決して政治性を缺如した「群集」ではなかつた。第二に、種族が多數の部族の集合體

であり、血縁といふ自然的紐帶を失つたとしても、それ

が増々「優劣な武力を構成するため」には愈々以て人爲的な政治的結合を必要としなかつたであらうが。部族から種族への生成はそれ故に、既存の政治性の消滅過程ではなくして、却つてゲルマン民族の政治生活の發展と觀るべきではないであらうか。かく考へる私は、既存の政治生活のメタモルフォーゼと考へるドプシの説が最も妥當な推論と信するのである。(一九三七年エルフルトに開かれた第十九回獨乙歴史家會議に Otto Höfler が發表した Das germanische Kontinuitätsproblem. H. Z. 157 1938. S. 1—26. は、ドプシの連続性の問題が主として、ゲルマンが如何に古代文化を連続せしめたかにあつたのに對して、ゲルマン民族自體の歴史的生命的の連續をとりあげ、特に本論文に於いてゲルマン民族の國家生活の連續を論じてゐるのである。聖槍といふ特殊なものを通じての論文であるが、少くも國家生活の連續を主張する點に於いてはドプシとさして隔りがあるとは考へない。併し上にのべたやうな私の論說の一支柱としては參

考するに足ると思ふ)。

結 語

上來述べ來つた所から明かなやうに、帝國の中へ *Germania* として入つて來た移動期のゲルマン民族は、決して政治的統一を缺如した鳥合の衆ではない。彼等は常にそれぞれ一つの國家的統一體として活動してをり、又ローマからも決して群集としてでなく統一體として見做されたことは、ローマがこれ等を殆ど常に *foederati* として遇したことから明瞭である。而して彼等の國家生活は、ローマに接して後、ローマ權力の疎外やローマの支配組織の模倣によつて初め、創始されたのでなく、ゲルマン民族個々の政治的能力の自己展開として成立したものである。タキトゥス時代の國家組織と移動期のゲルマンのそれとの間に著しい差違は存するけれども、それは政治組織や政體上の變化であつて、ゲルマン民族の政治生活の自主性は連続してゐるのである。これに對して二三世紀に於けるゲルマン人の帝國移住は、全く個人的移

住であり、社會的人間としての移住であつて、政治的自立性をもつた移住ではなかつた。ローマ社會はこれによつて多數のゲルマン人も包含するに至つたけれども、

ローマ帝國の政治的統一——帝國一世世界の古代的、世界秩序は、それによつて何らの轉換も起してゐない。然るに今や所謂「民族移動」期に於いては、ゲルマン諸種族はそれ自身の政治的自主性——やがて間もなく名實ともにローマ帝國から完全に獨立するに到る自立性をもつて帝國に入つたのである。この點二三世紀の移住形態とは本質的に相違するのである。而も尙注意すべきは、かかる様式の移動が帝國の邊境に於ける局部的現象ではなく、少くも西部帝國全體に於ける現象であつたことである。今や帝國西部に於いては、帝國の宗主權を認めつつ而もそれ自身の政治的獨立性をもつた特殊な諸國家が成立し、一帝國一國家の單一的統一的な世界秩序が破れ、複合的諸國家秩序への轉換が開始したのである。西歐に於いて

て、ローマ帝國の宗主權が剝落し、ゲルマン國家の獨立、新たな封建諸國家秩序の成立が西歐中世の誕生であるならば、かかる秩序への地盤はまさしく「民族移動」期に成立したと言はねばならないであらう。

古代社會の内部的崩壞については既に私は他の諸論文（拙稿、古代末期論、古代末期再論、コロナトゥスの本質と成立等参照）に於いて屢々論及した。古代の崩壞がそれ自身の體內的な病氣によるとしても、その過程を決定するものもは所謂「民族移動」であり（この點ドプシも明瞭にこれを認めてゐる、Dopsch, op. cit. Bd. II, S. 55）、西歐世界に新秩序が誕生し成立する根源的地盤を創造したのも亦「民族移動」である。私はかかる見解に立つが故に、古代末期考の上に於いては「民族移動」を一つの劃期的現象と見做すべきである、と考へるのである。